

出雲市公共施設のあり方指針（第2次）（案）の策定について

本市の公共施設の見直しについて定めた出雲市公共施設のあり方指針（平成27年3月策定）（以下「第1次指針」という。）は、令和4年度までを取組目標にしたものです。引き続き公共施設の見直しを進めていくため、現在、新たなあり方指針（以下「第2次指針」という。）の策定を進めています。

1 第1次指針の策定経緯

(1) 平成24年3月市議会全員協議会資料「今後の公共施設のあり方について」より

○これまでの行財政改革への取組について

これまでの行財政改革への取組については、総人件費の抑制や事務事業の見直しなどに取り組む一方、公共施設の統廃合や再配置は行われていません。行財政改革大綱に掲げる「合併に伴う類似施設の統合・整理による効率的な運営」（統合・整理、民間移譲の推進）については、特に推進していく必要があります。

(2) 平成24年9月市議会全員協議会資料「今後の公共施設のあり方について」より

○現在の公共施設の状況について

市の試算によると、市が保有する約800の公共施設における大規模改修及び建替の経費は、平成39年度からの5年間においてピークを迎え、その額は約480億円、1年あたり約100億円にのぼることが予想されます。これに加えて、施設の管理経費が毎年約50億円（市職員人件費を除く）必要となることから、現在の施設をそのまま存続することは極めて困難です。

○公共施設の統廃合と再配置について

市町村合併のメリットである行財政の効率化を実現するために、広域的な観点からスポーツ施設や文化施設などの公共施設が狭い地域で重複することなく効率的に配置されるよう、施設機能の見直しや転用、あるいは多機能化など既存施設の有効利用を図りつつ、財政面だけではなく、安全面やサービス面も含めた観点から施設の統廃合を含めた総合的な検討を行う必要があると考えます。

○基本的な方針

- ①特定の利用者（受益者）のみが利用する施設については、基本的に利用者（受益者）に移譲を検討
- ②民間で同種の施設が運営されているものについては、基本的に民間移譲又は廃止を検討
- ③同一施設群の中で利用者が少ない施設については、地域性を考慮しつつ存続意義を検討

- ④同種の施設で利用料金体系が異なる施設については、料金体系の統一を検討
- ⑤耐震補強等大規模改修費が5年以内に補助金を除く一般財源ベースで概ね1億円以上見込まれる施設については、地域性及び施設の特性を考慮しつつ存続意義を検討
- ⑥見直し対象となった施設の移譲等は、斐川町分を含む普通交付税の合併算定替が終了する平成34年度までに実施することを目標とする。

○施設の分類について

検討の過程で、次の施設については今回の検討対象から外し、別途検討することとしています。

【検討対象外施設】

- ①学校教育関連施設
 - ②庁舎及びコミュニティセンター・旧斐川町の公民館
 - ③消防施設
 - ④下水道施設
 - ⑤都市公園
 - ⑥公営住宅等
 - ⑦地方公営企業法全部適用の施設（病院・水道）
- *その他バス停等交通政策関連施設、揚排水機場農地関連施設、公衆トイレ等小規模施設、斎場・エネセン・環境センター等自治体としての必置施設など

(3) 出雲市行財政改革大綱より

○公共施設の今後のあり方

既存の施設については、一定の基準「ものさし」を持って、市の規模に応じた適正な施設数にすることを目指し、統廃合及び譲渡等を進めていきます。

【重点項目】

- 存続、統廃合・譲渡を検討・決定するための基準「ものさし」の設定
- 施設の統廃合等
- 公共施設の適正配置
- スピード感を持った見直しの推進

2 第1次指針の基本的事項

(1) 検討対象施設

市が保有する約800施設（策定当時）のうち、学校施設や住宅施設等のように個別に再編や長寿命化等を検討している施設区分や法律により設置について規定されている施設区分（下記の施設区分）を除いた203施設を対象に検討。

【検討対象外施設区分】

- 学校教育関連施設 ○庁舎及びコミュニティセンター ○消防施設
- 下水道施設 ○都市公園 ○公営住宅等 ○地方公営企業法全部適用施設
- バス停等交通政策関連施設、揚排水機場等農地関連施設、公衆トイレ等小規模施設、斎場・エネセン・環境センター 等

(2) 検討視点

- 公共の施設として必要なサービス（主として行政が提供する必要があるサービス、市民生活に必要な基礎的なサービス）を提供するための施設は、今後とも維持管理していく必要がある。
民間でも同様なサービスが提供され、競合する施設に関しては、「民間でできるものは民間で」の趣旨から、民間事業者への譲渡も検討。
- 今後、大規模改修等の必要がある施設や耐震性に問題がある施設もあるため、安全性の視点からの検討。
- 「今後の公共施設のあり方について（平成24年9月市議会全員協議会資料）」、「出雲市行財政改革大綱」の各方針及び「施設評価」の結果を踏まえた検討。

(3) 施設選別の方針

- ①廃止又は使用中止の対象施設
 - ・耐震性、安全性等に問題があり、耐用年数の状況からも今後の長期使用が見込めない施設
 - ・施設規模に対し使用者数、使用件数が少なく、近隣の類似施設等で代替が可能である又は代替の必要性が低い施設
 - ・現在、使用を中止している施設
- ②民間譲渡の対象施設
 - ・民間でも同種のサービスを提供している施設
 - ・安定的な収入があり、民間での運営が可能な施設
 - ・特定の使用目的の施設で、使用者又は管理者が限定的な施設
- ③地元移譲の対象施設
 - ・主たる使用者及び対象地域が限定的な施設
- ④管理改善の対象施設
 - ・維持管理費に占める一般財源所要額の割合が高いなど収支改善が必要な施設
 - ・管理方法の見直しを必要とする施設
 - ・事業推進のため、施設及び事業のあり方を検討すべき施設
- ⑤用途変更
 - ・施設の使用用途の変更を検討すべき施設

3 第1次指針の取組状況

令和4年12月1日現在

見直し方針 (61 施設)	完了施設 (31 施設) ※予定を含む	未完了施設 (30 施設)
廃止又は使用中 止 (13 施設)	(7 施設) 今市元気交流館、大社野外劇場、 寿昌園、平田 B&G 海洋センター (倉庫)、出雲プール、出雲体育館、 平田農業就業改善センター	(6 施設) 平田体育館、斐川第2体育館、佐 香漁村集会所、平田一式飾常設 館、佐田スポーツセンター、斐川 文化会館 (ホール棟)
民間譲渡 (20 施 設)	(15 施設) 北山健康温泉、いずも福祉用具プ ラザ、斐川水稻等基幹施設 (水稻 育苗)、斐川水稻等基幹施設 (総合 基幹)、多伎農産物集出荷処理加工 施設、国民宿舎国引荘、クアハウ ス湖陵、斐川社会福祉センター四 季荘、すさのおの郷「ゆかり館」、 湖陵保健福祉センター、湖陵デイ サービスセンター (※用途変更)、 多伎いちじく温泉、平田展示園芸 施設、見晴らしの丘公園	(5 施設) 平成温泉、佐田認知症高齢者デイ サービスセンター、タラソテラピ ー施設、道の駅キララ多伎、ひか わ美人の湯
地元移譲 (5 施 設)	(1 施設) 多伎女性研修館	(4 施設) 東部健康交流館、畑集会所、小島 集会所、ほっとうたほ
管理改善 (18 施 設)	(6 施設) 愛宕山公園テニス場、多伎文化伝 習館、平田デイサービスセンター (※廃止)、日御碕観光案内所 (※ 移転)、出雲国際交流会館 (※廃 止)、いちじくの里 (※民間譲渡)	(12 施設) 出雲文化伝承館、出雲ドームクラ ブハウス、平田本陣記念館、平田 テニスコート、宍道湖公園湖遊 館、スサノオホール、多伎勤労者 体育センター、多伎体育館、多伎 健康増進センター、みせん広場、 出雲いりすの丘公園、斐川農村ふ れあいセンター
用途変更 (5 施 設)	(2 施設) シーサイド運動公園、吉兆館 (ご 縁広場) (※管理改善)	(3 施設) 稗原運動公園テニス場、出雲市保 健センター、平田福祉館

*施設名の後ろのカッコ書きは実際に行った取組

[見直し対象外の施設で廃止及び民間譲渡を行ったもの]

廃止又は使用中止	平田勤労青少年ホーム
民間譲渡	宍道湖公園多目的棟、南部福祉センター（福祉センター）

未完了施設については、第2次指針に原則引継ぎ、継続して見直しに取り組んでいきます。

4 第2次指針（案）

第1次指針の策定経緯及び見直し取組の状況等を踏まえ、基本的に第1次指針の内容を踏襲し、別添のとおり第2次指針（案）を作成しました。